令和5年第7回城陽市農業委員会定例総会会議録

- 1. 開催日時 令和5年7月7日(金) 午後1時30分から午後2時5分まで
- 2. 開催場所 城陽市役所2階 第2会議室
- 3. 出席委員 (19人)

会 長

19番 谷 則男

委 員

- 1番 北澤 良祐
- 2番 服部 茂
- 4番 奥村 郁雄
- 5番 稲田 正文
- 6番 村田 清美
- 7番 田村 勝美
- 8番 阪部 幸弘
- 9番 西村 修
- 10番 森澤 明
- 11番 上田 國和
- 12番 園田 正夫
- 13番 中村 安秀
- 14番 奥 哲郎
- 16番 森島 孝司
- 17番 新井 源吾
- 18番 木村 正樹
- 20番 堀井 吉夫
- 21番 菊岡 祐一
- 4. 欠席委員(1人)
- 15番 新井 泉次
- 5. 議事日程
 - 日 程第 1 会期決定の件
 - 日 程 第 2 会議録署名委員決定の件
 - 日程第3議案第18号農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - 日 程 第 4 議案 第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見につい

7

- 日 程 第 5 議案 第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について
- 日 程 第 6 議案 第21号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 日程第7歳案第22号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日 程 第 8 報告 第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

農業委員会事務局職員

 事務局長
 上田
 周児

 事務局
 岡
 正樹

 事務局
 村井
 萌晟

 事務局
 永田
 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局 開会に先立ちまして事務局から報告いたします。

(議席番号15番 新井 泉次委員から欠席届が提出されています。)

本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を 満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。

それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。

会長 (挨拶)

会 長 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致して おります。

只今より、令和5年第7回農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いします。

会 長 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。

会 長 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしとのことなので、16番 森島委員、17番 新井 源吾委員よろしくお願いします。

なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いいたします。

会 長 日程第3、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを 上程し、受付番号8番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号8番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会長
対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。以前から農地を取得されておられ、適正に管理されており問題ない と考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。 受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしており、 第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程し、 受付番号5番と6番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号5番と6番については、同一事業の案件となりますので取りまとめて説明します。

受付番号5番について説明します。

土地の所在は、城陽市久世 地目は田 面積は380平方メートル 他 2筆 合計 1,467平方メートル

申請人は、城陽市寺田 ●● ●●

受付番号6番について説明します。

土地の所在は、城陽市久世 地目は畑 面積は363平方メートル

申請人は、城陽市寺田 ●● ●●、城陽市平川 ●● ●●、宇治市小倉町 ●●

●●、城陽市寺田 ●● ●●

付近法人の車両保管および機材・資材保管場所として提供します。 場所は、市街化調整区域、農業振興地域で農用地ではありません。 現況は田及び畑です。西側は道路、東側は里道、北側、南側は田です。 隣接農地所有者からは同意書が提出されています。 雨水排水は北側U字型側溝から雨水桝を通じて西側側溝に排水します。 汚水・生活雑排水はありません。 南部土地改良区からは、

- ・雨水排水については、転用地内に排水路を設置し転用地西側の排水路へ放流すること。
- ・排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施行すること。
- ・境界に擁壁等を設置する時は、隣接耕作者の要望を十分考慮して施工し、転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。
- ・転用地東側に擁壁を設置する時は、私道の道路が従来通り農耕者が通れるように控えて施行すること。
- ・転用地内西側の南北に布設してある既設配管については、保護工事等を行い、従来どおり使用できるように残すこと。
- ・転用地東側の南北に布設してある既設配管については、破損させないように十分注意して工事すること。
- ・水田用取水口が出てきた場合は、水が漏れないようにキャップをすること。
- ・転用地北側の里道内にあるU字溝については、従来通り使用できるように残し、工事の際に壊されないように十分注意して施工すること。

管理課からは、

- ・申請地西側に存する市道を取り込まないでください。
- ・申請地北側及び東側に存する里道を取り込まないでください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いします。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは、

・周辺農地に影響が出ないように願います。

文化・スポーツ推進課からは、

・周知の埋蔵文化財包蔵地、塚本遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

等の意見が付されております。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、● ●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。 西側は道路、東側は里道、北側、南側は田であり、農地所有者の同意書も提出されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 理由書の宛名が城陽市農業委員会委員長となっており、書類の提出時には城陽市農業 委員会会長として受領して頂きたい。

事務局 以後、受領時には注意いたします。

会 長 他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

日程第5、議案20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、 受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積は247平方メートル 他1筆 合計7 16平方メートル

賃貸人は、城陽市水主 ●● ●●

賃借人は、大阪市北区 ●●●●●●・●●●●●・●●●●●●●●●●●

新名神高速道路工事の現場事務所として使用する。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

令和2年8月に許可を得ている一時転用期間を延長して使用します。

期間は令和5年8月26日から令和7年12月31日です。

現況は畑です。西側は農地と宅地、北側は宅地、南側と東側は道路です。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

雨水排水は東側道路側溝へ排水、汚水はタンクに貯めて処理業者で処理します。

申請者から一時転用完了後、農地に復元する確約書が提出されています。

南部土地改良区からは、

- ・雑排水については、確約書のとおり貴社で処理し、当土地改良区の管理水路へは一 切流されないようにすること。
- ・提出された計画図面のとおり施行し、付近農地に被害のないようにすること。
- ・隣接耕作者に今回の一時転用の内容に関する事を十分に説明し、隣接耕作者の同意 書を添付すること。
- ・今回の申請は、令和8年1月までの一時転用なので期間が来れば元通りの農地に戻すこと。
- ・その他諸問題が生じた場合及び農家組合・当土地改良区の要望については、誠意を 持って対応すること。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、 苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは、

・周辺農地に影響が出ないように願います。

文化・スポーツ推進課からは、

・周知の埋蔵文化財包蔵地、水主神社東遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

等の意見が付されております。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、● ●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。現場事務所として使用されており、期間の延長ということで問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番について説明します。

土地の所在は、城陽市枇杷庄 地目は畑 面積は462平方メートル 他3筆 合計 1,652平方メートル

賃貸人は、城陽市水主 ●● ●●●

賃借人は、大阪市中央区 ●●●●●

新名神高速道路工事の現場事務所として使用する。

場所は市街化調整区域、農業振興地域の農用地です。

令和2年8月に許可を得ている一時転用期間を延長して使用します。

期間は令和5年8月26日から令和5年11月30日です。

現況は畑です。西側隣接は道路、南側、北側、東側は農地です。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

雨水排水は西側道路側溝へ排水、汚水はタンクに貯めて処理業者で処理します。

申請者から一時転用完了後、農地に復元する確約書が提出されています。

南部土地改良区からは、

- ・雑排水については、確約書のとおり貴社で処理し、当土地改良区の管理水路へは一切流されないようにすること。
- ・提出された計画図面のとおり施行し、付近農地に被害のないようにすること。
- ・隣接耕作者に今回の一時転用の内容に関する事を十分に説明し、隣接耕作者の同意 書を添付すること。
- ・今回の申請は、令和5年12月までの一時転用なので期間が来れば元通りの農地に戻すこと。
- ・その他諸問題が生じた場合及び農家組合・当土地改良区の要望については、誠意を 持って対応すること。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、 苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは、

- ・農振農用地内であるが、当該転用は農地法第4条第1項1号イに基づき一時転用は認められるが、一時転用にあたり、他の耕作者に一切影響がないように講じられたい。
- ・転用目的終了後は、すみやかに原状回復するとともに枇杷庄●●●●●の一部が農業用施設となっていることから、手続きを要する旨を賃貸人に伝えられたい。

文化・スポーツ推進課からは、

・周知の埋蔵文化財包蔵地、水主神社東遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

等の意見が付されております。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●

│●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。現場事務所として使用されており、期間の延長ということで問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

日程第6、議案第21号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認について利用権貸借を上程し、受付番号52番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号52番について説明します。

本案件は新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。認定農業者として頑張っておられ、問題ないと考えますのでご審議 のほどよろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号52番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号53番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号53番について説明します。

本案件は令和2年9月1日から令和5年8月31日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●●●●●●●●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。適正に耕作管理されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号53番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号54番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号54番について説明します。

本案件は新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●●さんは、水稲を中心として適正に耕作されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号54番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第7、議案第22号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●●●です。

資料4に位置図を添付しております。

会長対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。適正に耕作されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろし くお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

> 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号4番について、事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●です。

資料5に位置図を添付しております。

会長
対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。水稲、イチジク、野菜等を適正に耕作されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

> 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号5番について、事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

資料6に位置図を添付しております。

会長対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。適正に耕作されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

> 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号6番について、事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●です。

資料7に位置図を添付しております。

会長
対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。適正に耕作および管理されており、問題ないと考えます。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号7番について、事務局から説明いたします。

事務局 受付番号7番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

資料8に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。適正に耕作および管理されており、問題ないと考えます。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第8、報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号32番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号32番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第7回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いしま す。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員